



秋田市空き家バンクホームページをご覧ください（登録物件をご紹介します）

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007425/index.html>

1 空き家バンク制度とは

秋田市内の空き家等を「売りたい」、「貸したい」ことを希望している所有者から、空き家バンクへの登録申込を受けて、その空き家の情報を市のホームページ等で公開し、空き家の利用希望者へ情報提供する制度です。秋田市内に空き家を所有し、有効活用を検討されている方、または、空き家の利用を希望される方は、ぜひ空き家バンクへの登録をお願いします。

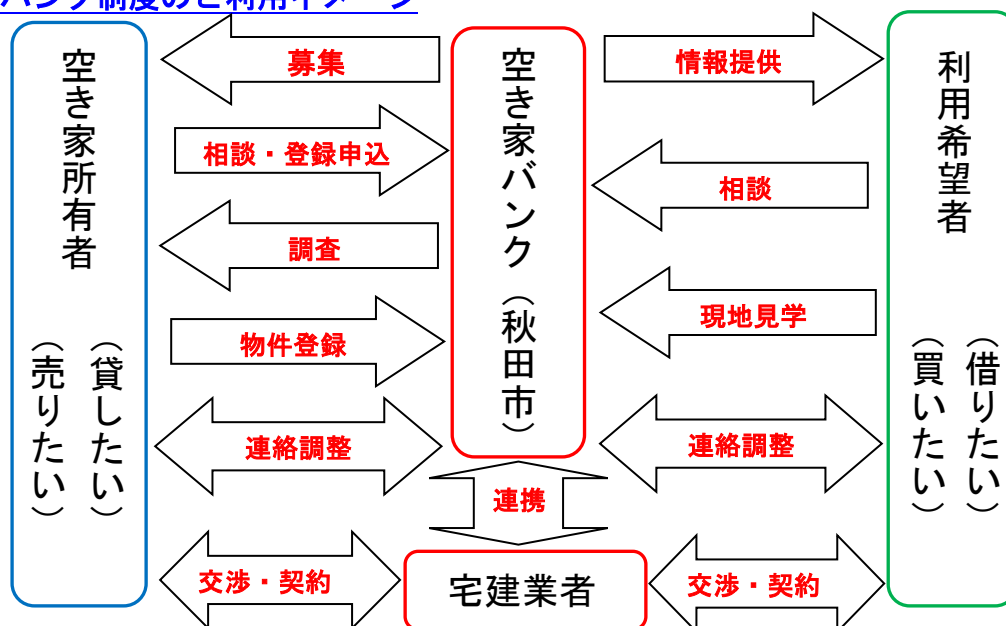
2 空き家バンク制度の主なサービス内容

- ①所有者、利用希望者の相談受付
- ②物件の調査・登録
- ③物件の情報をホームページ等で紹介
- ④所有者と利用希望者とのマッチング
- ⑤協力宅建業者による現地見学、契約交渉 等

【注意事項】

- 1 物件登録の際に市と連携している協力宅建業者と媒介契約を締結していただきます。
- 2 実際の交渉・契約等は協力宅建業者の仲介により行っていただくことになります。
- 3 市は、登録申込受付や情報提供および連絡調整までを行い、物件の交渉および契約には直接関与しません。

3 空き家バンク制度のご利用イメージ



4 登録できる空き家等の条件 ※令和8年7月1日から登録物件の条件を拡充しました。

空き家バンクへ登録できる物件（空き家等）は、個人が居住又はその他の使用（以下「居住等」という。）を目的として所有し、現に居住等していない（近く居住等しなくなる予定のものを含む。）市内に存する建築物およびその敷地であって、所有者等が宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）に売買又は賃貸借の媒介を依頼する契約（賃貸物件にあつては、管理契約を含む。）を締結していることを条件としています。

このため、個人が所有しているものであれば、住宅だけでなく、店舗や事務所なども登録が可能です。また、空き家等が老朽化や破損している場合でも登録できる場合があります。

【登録できない物件等】

- ・ 宅建業者が所有している物件は対象となりません。
- ・ 分譲マンションは対象外です。
- ・ 事前調整の結果、協力宅建業者が媒介契約を締結することができない物件は登録できません。

— 登録手続き等は裏面をご覧ください —

5 空き家等の登録方法（空き家を売りたい方、貸したい方）

住宅政策課までご相談いただき、市で物件の確認や協力宅建業者のご紹介などの事前調整を行います。その後、ご紹介した協力宅建業者と媒介契約を締結していただき、申込書等の必要書類の提出および詳細な現地調査を経て、登録となります。登録後は、物件の情報を市ホームページに掲載し紹介いたします。なお、登録期間は2年です（再登録可能）

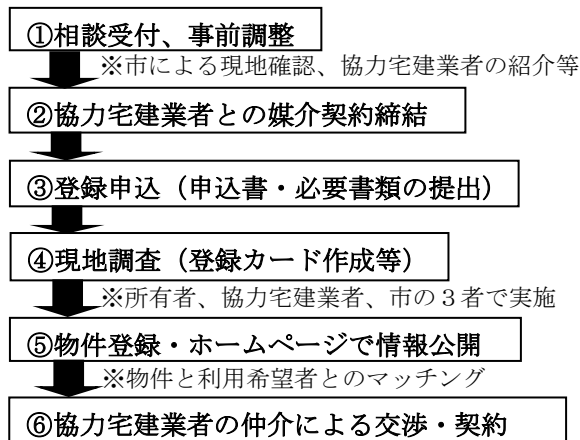
(1) 登録に必要な書類

- ①空き家バンク登録申込書（様式第1号）
- ②空き家バンク登録カード（様式第2号）
- ③宅地建物取引業者との登録希望物件に係る媒介契約書の写し（賃貸物件にあっては、管理契約を含む）
- ④登録希望物件に係る登記簿謄本の写し
- ⑤登録希望物件の図面、間取り等
- ⑥その他、必要な書類

【物件担当業者の選定方法】

所有者の方が協力宅建業者名簿の中から選定していただきますが、選定できない場合、物件の情報を全協力宅建業者に情報提供し、公開抽選で担当業者を決定します。

◆空き家物件の登録手続きの流れ



6 利用希望者の利用方法（空き家を買いたい方、借りたい方）

秋田市に移住・定住等を希望し、物件の購入等を希望する方なら、市内外を問わずどなたでも利用できます（暴力団関係者等は利用できません）。空き家バンクホームページ等をご覧ください、希望する物件を担当する協力宅建業者（以下「物件担当業者」という。）に現地見学や交渉など申し込むことができます。

(1) 物件の情報提供

誰でもホームページ等で情報の提供を受けることができます。関心がある登録物件があれば、物件担当業者か市にご連絡ください。

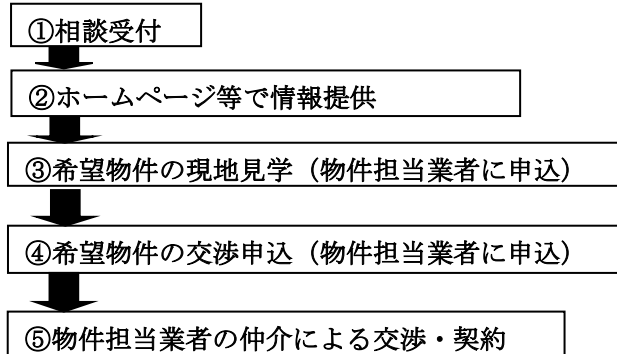
(2) 希望物件の現地見学

希望物件の現地見学をしたい場合は、物件担当業者に申し込んでください。

(3) 希望物件の交渉申込

希望物件の売買や賃貸借の交渉をいたい場合は物件担当業者に申し込んでください。

◆利用希望者の利用方法の流れ



7 物件の交渉・契約について

登録物件の契約交渉、契約成立までの手続きは、物件を担当している協力宅建業者の仲介により進められます。なお、協力宅建業者の仲介には、法律で定められた仲介手数料が必要となります。

【注意事項】

市は、空き家物件の登録申込受付、情報提供および連絡調整を行います。物件の交渉・契約には直接関与しません。
また、契約に関するトラブル等については、当事者間で責任をもって解決をお願いします。

8 主な各種補助事業について

空き家バンクを利用して秋田市に移住される方や移住者に空き家等を賃貸する所有者などに対する改修等費用への補助制度や老朽化危険空き家の解体撤去する場合の補助制度があります。

補助要件等の詳しい内容につきましては、お問合せください。

◆空き家定住推進事業

空き家バンク登録物件等を購入、賃貸又は賃借する市外からの移住者等への改修等費用の補助

◆住宅リフォーム支援事業

住宅のリフォーム工事等に対する補助（市内在住者に限る）

◆老朽化危険空き家解体撤去補助金

老朽化危険空き家（不良住宅又は特定空家等）の解体撤去費用に対する補助

【秋田市空き家バンク制度および各種補助事業のお問合せ】

秋田市都市整備部住宅政策課（〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号）

電話：018-888-5770 E-mail: ro-cshs@city.akita.lg.jp